

石川県公報

平成27年4月14日
第12790号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○歳入の徴収事務の委託 (文化振興課)	1	○平成26年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表 (管財課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (水環境創造課)	1	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	2
○歳入の徴収事務の委託 (国際交流課)	1	○公共測量終了公告 (監理課)	2
○歳入の徴収事務の委託 (公園緑地課)	2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	3
		○入札公告 (教育委員会事務局)	3

告 示

石川県告示第184号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成27年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
兼六園・文化施設共通利用券(兼六園、菱槽・五十間長屋・橋爪門続槽・橋爪門二の門、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

石川県告示第185号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
珠洲市	珠洲都市計画下水道事業珠洲市公共下水道	(1) 取用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和51年2月17日から平成33年3月31日まで

石川県告示第186号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成27年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県国際交流センターに係る使用料の徴収事務	金沢市本町1丁目5番3号	公益財団法人石川県国際交流協会	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

石川県告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成27年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島1丁目41番地	北陸総合警備保障株式会社	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
菱櫓等の入館料及び物品販売代金の徴収事務	金沢市寺町1丁目33番19号	株式会社アドバンス社	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

平成26年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表

政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成8年石川県告示第366号）第8条の規定により、平成26年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成27年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

受付及び処理の件数 なし

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成27年4月15日から同年5月19日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
県 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	淬上川流域地区 （原工区）	換地計画書の写し	石川県南加賀農林総合事務所 土地改良部計画課

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸地方整備局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	石川県内の国道8号、157号、159号、160号、470号 における国土交通省直轄管理区域(約197km)

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字北中条壺式号15 番10	幅員 6.00m 延長 36.44m	金沢市金石北四丁目4番2号 株式会社ナガタニ住建	平成27年4月2日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年4月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借上件名及び数量
自動体外式除細動器(AED)借上げ 10台
- (2) 調達件名の特質等
仕様書等による。
- (3) 借上期間
平成27年6月1日から平成32年5月31日まで
- (4) 借上場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成27年4月14日(火)から同月23日(木)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局スポーツ健康課

エ 提出方法

持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年5月1日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階

石川県教育委員会事務局スポーツ健康課

電話番号 076-225-1851(内線5675) FAX番号 076-225-1854

(2) 交付期間

平成27年4月14日(火)から同月23日(木)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成27年5月11日(月)午後3時

石川県庁行政庁舎14階 1411会議室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間中の賃借料の総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

